

## 大阪府規則第五号

### 大阪府営業時間短縮協力金支給規則

#### (目的)

第一条 この規則は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）のまん延に係る知事による新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十四条第九項、第三十一条の六第一項又は第四十五条第二項の要請（以下「要請」という。）に応じて営業時間の短縮等を行った事業者を対象とした、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止及び当該事業者の事業の継続に資するための営業時間短縮協力金（以下「協力金」という。）の支給の申請、決定等に関する事項その他協力金に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、協力金に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

#### (支給の要件)

第二条 知事は、次の各号のいずれにも該当する事業者（令和三年一月十五日以後に事業を営まなくなった者を含む。次項から第七項までを除き、以下同じ。）に対し、令和三年一月十四日から同年二月七日までの間において要請に応じたことに対する協力金（以下「第一期協力金」という。）を支給するものとする。

一 令和三年一月十四日から同年二月七日（同年一月十五日から同年二月七日までの間に要請の対象となる施設（以下「施設」という。）において事業を営まなくなった場合にあつては、事業を営まなくなった日の前日。以下この項において同じ。）までの全ての期間において府の区域内に施設を有していたこと。

二 協力金の申請に係る施設（以下「申請施設」という。）について、令和三年一月十四日から同年二月七日までの全ての期間において、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）第二条の規定による改正前の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「旧食品衛生法」という。）第五十二条第一項の許可（飲食店営業又は喫茶店営業に係るものに限る。以下同じ。）を受けていたこと。

三 申請施設について、令和三年一月十四日以前から同年二月七日まで飲食をさせる役務の提供に係る営業（以下「飲食提供営業」という。）を継続していた（申請施設において直ちに飲食提供営業を開始することができる状態で休業していた場合を含む。）こと。

四 申請施設について、令和三年一月十四日又は同月十八日から同年二月七日までの全ての期間において次のイからハまでのいずれかの措置を講じたこと。

イ キヤバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設（以下「遊興施設」という。）の営業時間を午前五時から午後八時までの間に短縮するとともに、酒類を提供する場合にあっては、その提供を午前十一時から午後七時までの間とすること。

ロ 施設（遊興施設を除く。）における飲食提供営業の時間を午前五時から午後八時までの間に短縮するとともに、酒類を提供する場合にあっては、その提供を午前十一時から午後七時までの間とすること。

ハ 直ちに飲食提供営業を開始することができる状態で休業すること。

五 申請施設について、令和三年一月十四日（前号イからハまでのいずれかの措置を同日後に講じた事業者にあつては同月十八日）から同年二月七日までの全ての期間において、申請施設に係る事業者団体が新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止のために定める指針（以下「感染拡大予防ガイドライン」という。）を遵守するとともに、知事が別に定める日までに申請施設に感染防止宣言ステッカー（感染拡大予防ガイドラインを遵守していることを誓約した事業者）に知事が交付する標章をいう。以下同じ。）を掲示していたこと。

六 次のイからホまでのいずれにも該当しない者であること。

イ 宗教上の組織又は団体

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第一条第四号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）

ハ 従業員、職員又は使用人に暴力団員又は暴力団密接関係者がある者

ニ 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

ホ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十九条に規定する排除措置命令又は同法第六十二条第一項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

2 知事は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす事業者（令和三年二月九日以後に事業を営まなくなった者を含む。）に対し、令和三年二月八日から同月二十八日までの間において要請に応じたことに対する協力金（以下「第二期協力金」という。）を支給するものとする。

一 令和三年二月八日以前から施設において事業を営んでいた場合 次のイからへまでのいずれにも該当すること。

イ 令和三年二月八日から同月二十八日（同日までの間に施設において事業を営まなくなった場合）にあつては、事業を営まなくなった日の前日。以下この号において同じ。）までの全ての期間において府の区域内に施設を有

していたこと。

ロ 申請施設について、令和三年二月八日から同月二十八日までの全ての期間において、旧食品衛生法第五十二条第一項の許可を受けていたこと。

ハ 申請施設について、令和三年二月八日から同月二十八日まで飲食提供営業を継続していた（申請施設において直ちに飲食提供営業を開始することができない状態で休業していた場合を含む。）こと。

ニ 申請施設について、令和三年二月八日から同月二十八日までの全ての期間において前項第四号イからハまでのいずれかの措置を講じたこと。

ホ 申請施設について、令和三年二月八日から同月二十八日までの全ての期間において、感染拡大予防ガイドラインを遵守するとともに、知事が別に定める日までに申請施設に感染防止宣言ステッカーを掲示していたこと。

ヘ 前項第六号イからホまでのいずれにも該当しない者であること。

二 令和三年二月九日から同月二十八日までのいずれかの日から施設において事業を開始した場合 次のイからトまでのいずれにも該当すること。

イ 施設において事業を開始した日（以下「事業開始日」という。）から令和三年五月十九日までの全ての期間において府の区域内に施設を有していたこと。

ロ 申請施設について、事業開始日から令和三年五月十九日までの全ての期間において、旧食品衛生法第五十二条第一項の許可を受けていたこと。

ハ 申請施設について、事業開始日から令和三年五月十九日まで飲食提供営業を継続していた（申請施設において直ちに飲食提供営業を開始することができない状態で休業していた場合を含む。）こと。

ニ 事業開始日から令和三年五月十九日までの間に、申請施設において飲食提供営業を一日以上行った（売上げがあつた場合に限る。）こと。ただし、やむを得ない理由により当該飲食提供営業を行わなかつたと知事が認める場合は、この限りでない。

ホ 申請施設について、事業開始日から令和三年二月二十八日までの全ての期間において前項第四号イからハまでのいずれかの措置を講じたこと。

ヘ 申請施設について、事業開始日から令和三年二月二十八日までの全ての期間において、感染拡大予防ガイドラインを遵守するとともに、知事が別に定める日までに申請施設に感染防止宣言ステッカーを掲示していたこと。

ト 前項第六号イからホまでのいずれにも該当しない者であること。

3 知事は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす事業者（令和三年三月二日以後に事業を営まなくなった者を含む。）に対し、令和三年三月一日から同年四月四日までの間において要請に応じたことに対する協力金（以下「第三期協力金」という。）を支給するものとする。

一 令和三年三月一日から同年四月四日までの全ての期間において施設において事業を営んでいた場合 次のイからへまでのいずれにも該当すること。

イ 令和三年三月一日から同年四月四日（同年三月二十二日以後、二(1)から

(3)までのいずれの措置も講じなくなった場合にあっては、同月二十一日。次号を除き、以下この項において同じ。)までの全ての期間において大阪市の区域内に施設を有していたこと。

ロ 申請施設について、令和三年三月一日から同年四月四日までの全ての期間において、旧食品衛生法第五十二条第一項の許可を受けていたこと。

ハ 申請施設について、令和三年三月一日から同年四月四日まで飲食提供営業を継続していた(申請施設において直ちに飲食提供営業を開始することができずの状態であった場合を含む。)こと。

二 申請施設について、令和三年三月一日から同年四月四日までの全ての期間において次の(1)から(3)までのいずれかの措置を講じたこと。

(1) 遊興施設の営業時間を午前五時から午後九時までの間に短縮するとともに、酒類を提供する場合にあっては、その提供を午前五時から午後八時三十分までの間とすること。

(2) 施設(遊興施設を除く。)における飲食提供営業の時間を午前五時から午後九時までの間に短縮するとともに、酒類を提供する場合にあっては、その提供を午前五時から午後八時三十分までの間とすること。

ホ 申請施設について、令和三年三月一日から同年四月四日までの全ての期間において、感染拡大予防ガイドラインを遵守するとともに、知事が別に定める日までに申請施設に感染防止宣言ステッカーを掲示していたこと。

ヘ 第一項第六号イからホまでのいずれにも該当しない者であること。

二 令和三年三月一日以前から施設において事業を営み、同月二日から同年四月四日までの間に当該事業を営まなくなった場合 次のイからへまでのいずれにも該当すること。

イ 令和三年三月一日から事業を営まなくなった日の前日(同月二十二日から事業を営まなくなった日の前日までのいずれの日にも前号ニ(1)から(3)までのいずれの措置も講じなかった場合にあっては、同月二十一日。以下この号において同じ。)までの全ての期間において大阪市の区域内に施設を有していたこと。

ロ 申請施設について、令和三年三月一日から事業を営まなくなった日の前日までの全ての期間において、旧食品衛生法第五十二条第一項の許可を受けていたこと。

ハ 申請施設について、令和三年三月一日から事業を営まなくなった日の前日まで飲食提供営業を継続していた(申請施設において直ちに飲食提供営業を開始することができずの状態であった場合を含む。)こと。

二 申請施設について、令和三年三月一日から事業を営まなくなった日の前日までの全ての期間において前号ニ(1)から(3)までのいずれかの措置を講じたこと。

ホ 申請施設について、令和三年三月一日から事業を営まなくなった日の前日までの全ての期間において、感染拡大予防ガイドラインを遵守すると

もに、知事が別に定める日までに申請施設に感染防止宣言ステッカーを掲示していたこと。

へ 第一項第六号イからホまでのいずれにも該当しない者であること。

三 令和三年三月二日から同年四月四日までのいずれかの日から施設において事業を開始した場合 次のイからトまでのいずれにも該当すること。

イ 事業開始日から令和三年六月二十七日までの全ての期間において大阪市の区域内に施設を有していたこと。

ロ 申請施設について、事業開始日から令和三年六月二十七日までの全ての期間において、旧食品衛生法第五十二条第一項の許可を受けていたこと。

ハ 申請施設について、事業開始日から令和三年六月二十七日まで飲食提供営業を継続していた（申請施設において直ちに飲食提供営業を開始することができない状態で休業していた場合を含む。）こと。

ニ 事業開始日から令和三年六月二十七日までの間に、申請施設において飲食提供営業を一日以上行った（売上げがあった場合に限る。）こと。ただし、やむを得ない理由により当該飲食提供営業を行わなかったと知事が認める場合は、この限りでない。

ホ 申請施設について、事業開始日から令和三年四月四日までの全ての期間において第一号ニ(1)から(3)までのいずれかの措置を講じたこと。

へ 申請施設について、事業開始日から令和三年四月四日までの全ての期間において、感染拡大予防ガイドラインを遵守するとともに、知事が別に定める日までに申請施設に感染防止宣言ステッカーを掲示していたこと。

ト 第一項第六号イからホまでのいずれにも該当しない者であること。

4 知事は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす事業者（令和三年四月二日以後に事業を営まなくなった者を含む。）に対し、令和三年四月一日から同月二十四日までの間において要請に応じたことに対する協力金（以下「第四期大阪市外協力金」という。）を支給するものとする。

一 令和三年四月一日以前から施設において事業を営んでいた場合 次のイからへまでのいずれにも該当すること。

イ 令和三年四月一日から同月二十四日（同日までの間に施設において事業を営まなくなった場合にあつては、事業を営まなくなった日の前日。以下この号において同じ。）までの全ての期間において府の区域（大阪市の区域を除く。）内に施設を有していたこと。

ロ 申請施設について、令和三年四月一日から同月二十四日までの全ての期間において、旧食品衛生法第五十二条第一項の許可を受けていたこと。

ハ 申請施設について、令和三年四月一日から同月二十四日まで飲食提供営業を継続していた（申請施設において直ちに飲食提供営業を開始することができる状態で休業していた場合を含む。）こと。

ニ 申請施設について、令和三年四月一日から同月二十四日までの全ての期間において次の(1)から(3)までのいずれかの措置を講じたこと。

(1) 遊興施設の営業時間を午前五時から午後九時までの間に短縮するとと

もに、酒類を提供する場合にあっては、その提供を午前五時から午後八時三十分まで（令和三年四月五日以後は午前十一時から午後八時三十分まで）の間とすること。

(2) 施設（遊興施設を除く。）における飲食提供営業の時間を午前五時から午後九時までの間に短縮するとともに、酒類を提供する場合にあっては、その提供を午前五時から午後八時三十分まで（令和三年四月五日以後は午前十一時から午後八時三十分まで）の間とすること。

(3) 直ちに飲食提供営業を開始することができる状態で休業すること。

ホ 申請施設について、令和三年四月一日から同月二十四日までの全期間において、感染拡大予防ガイドラインを遵守するとともに、知事が別に定める日までに申請施設に感染防止宣言ステッカーを掲示していたこと。

ヘ 第一項第六号イからホまでのいずれにも該当しない者であること。

二 令和三年四月二日から同月二十四日までのいずれかの日から施設において事業を開始した場合 次のイからトまでのいずれにも該当すること。

イ 事業開始日から令和三年八月七日までの全ての期間において府の区域（大阪市の区域を除く。）内に施設を有していたこと。

ロ 申請施設について、事業開始日から令和三年八月七日までの全期間において、旧食品衛生法第五十二条第一項の許可を受けていたこと。

ハ 申請施設について、事業開始日から令和三年八月七日まで飲食提供営業を継続していた（申請施設において直ちに飲食提供営業を開始することができる状態で休業していた場合を含む。）こと。

ニ 事業開始日から令和三年八月七日までの間に、申請施設において飲食提供営業を一日以上行った（売上げがあった場合に限る。）こと。ただし、やむを得ない理由により当該飲食提供営業を行わなかったと知事が認める場合は、この限りでない。

ホ 申請施設について、事業開始日から令和三年四月二十四日までの全期間において前号ニ(1)から(3)までのいずれかの措置を講じたこと。

ヘ 申請施設について、事業開始日から令和三年四月二十四日までの全期間において、感染拡大予防ガイドラインを遵守するとともに、知事が別に定める日までに申請施設に感染防止宣言ステッカーを掲示していたこと。

ト 第一項第六号イからホまでのいずれにも該当しない者であること。

5 知事は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす事業者（令和三年四月六日以後に事業を営まなくなった者を含む。）に対し、令和三年四月五日から同月二十四日までの間において要請に応じたことに対する協力金（以下「第四期大阪市内協力金」という。）を支給するものとする。

一 令和三年四月五日以前から施設において事業を営んでいた場合 次のイからへまでのいずれにも該当すること。

イ 令和三年四月五日から同月二十四日（同日までの間に施設において事業を営まなくなった場合）にあっては、事業を営まなくなった日の前日。以下

この号において同じ。)までの全ての期間において大阪市の区域内に施設を有していたこと。

ロ 申請施設について、令和三年四月五日から同月二十四日までの期間において、旧食品衛生法第五十二条第一項の許可を受けていたこと。

ハ 申請施設について、令和三年四月五日から同月二十四日まで飲食提供営業を継続していた(申請施設において直ちに飲食提供営業を開始することができる状態で休業していた場合を含む。)こと。

ニ 申請施設について、令和三年四月五日から同月二十四日までの全ての期間において第一項第四号イからハまでのいずれかの措置を講じたこと。

ホ 申請施設について、令和三年四月五日から同月二十四日までの全ての期間において、感染拡大予防ガイドラインを遵守するとともに、知事が別に定める日までに申請施設に感染防止宣言ステッカーを掲示していたこと。

ヘ 第一項第六号イからホまでのいずれにも該当しない者であること。

二 令和三年四月六日から同月二十四日までのいずれかの日から施設において事業を開始した場合 次のイからトまでのいずれにも該当すること。

イ 事業開始日から令和三年八月七日までの全ての期間において大阪市の区域内に施設を有していたこと。

ロ 申請施設について、事業開始日から令和三年八月七日までの全ての期間において、旧食品衛生法第五十二条第一項の許可を受けていたこと。

ハ 申請施設について、事業開始日から令和三年八月七日まで飲食提供営業を継続していた(申請施設において直ちに飲食提供営業を開始することができる状態で休業していた場合を含む。)こと。

ニ 事業開始日から令和三年八月七日までの間に、申請施設において飲食提供営業を一日以上行った(売上げがあった場合に限る。)こと。ただし、やむを得ない理由により当該飲食提供営業を行わなかったと知事が認める場合は、この限りでない。

ホ 申請施設について、事業開始日から令和三年四月二十四日までの全ての期間において第一項第四号イからハまでのいずれかの措置を講じたこと。

ヘ 申請施設について、事業開始日から令和三年四月二十四日までの全ての期間において、感染拡大予防ガイドラインを遵守するとともに、知事が別に定める日までに申請施設に感染防止宣言ステッカーを掲示していたこと。

ト 第一項第六号イからホまでのいずれにも該当しない者であること。

6 知事は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす事業者(令和三年四月二十六日以後に事業を営まなくなった者を含む。)に対し、令和三年四月二十五日から同年五月三十一日までの間において要請に応じたことに対する協力金(以下「第五期協力金」という。)を支給するものとする。

一 令和三年四月二十五日から同年五月三十一日までの全ての期間において施設において事業を営んでいた場合 次のイからトまでのいずれにも該当する

こと。

イ 令和三年四月二十五日（同年五月十一日以前にニ(1)から(3)までのいずれの措置も講じていなかった場合にあつては、同月十二日。以下この号及び第二号イからへまでにおいて同じ。）から同年五月三十一日（同月十二日以後、ニ(1)から(3)までのいずれの措置も講じなくなった場合にあつては、同月十一日。次号を除き、以下この項において同じ。）までの全ての期間において府の区域内に施設を有していたこと。

ロ 申請施設について、令和三年四月二十五日から同年五月三十一日までの全ての期間において、旧食品衛生法第五十二条第一項の許可を受けていたこと。

ハ 申請施設について、令和三年四月二十五日から同年五月三十一日まで飲食提供営業を継続していた（申請施設において直ちに飲食提供営業を開始することができている状態で休業していた場合を含む。）こと。

ニ 申請施設について、令和三年四月二十五日から同年五月三十一日までの全ての期間において次の(1)から(3)までのいずれかの措置を講じたこと。

(1) 遊興施設の営業を午後八時までに終了するとともに、酒類の提供（同年五月十二日以後にあつては、申請施設以外の場所で購入した酒類を用いる場所の提供を含む。）(2)において同じ。）及びカラオケ装置（再生した伴奏音楽等に合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。以下同じ。）を利用させる営業を行わなかったこと。

(2) 施設（遊興施設を除く。）における飲食提供営業を午後八時までに終了するとともに、酒類の提供及びカラオケ装置を利用させる営業を行わなかったこと。

(3) 直ちに飲食提供営業を開始することができる状態で休業すること。

ホ 申請施設について、令和三年四月二十五日から同年五月三十一日までの全ての期間において、感染拡大予防ガイドラインを遵守するとともに、知事が別に定める日までに申請施設に感染防止宣言ステッカーを掲示していたこと。

ヘ 令和三年四月二十五日から同年五月三十一日までの間において要請に応じたことに対する補助金、助成金その他これらに類するものであつて知事が別に定めるものの支給の決定を受けていないこと。

ト 第一項第六号イからホまでのいずれにも該当しない者であること。

二 令和三年四月二十五日以前から施設において事業を営み、同月二十六日から同年五月三十一日までの間に当該事業を営まなくなった場合 次のイからトまでのいずれにも該当すること。

イ 令和三年四月二十五日から事業を営まなくなった日の前日（同年五月十二日から事業を営まなくなった日の前日までのいずれかの日に前号ニ(1)から(3)までのいずれの措置も講じなかった場合にあつては、同月十一日。以下この号において同じ。）までの全ての期間において府の区域内に施設を有していたこと。



ロ 申請施設について、令和三年四月二十五日から事業を営まなくなった日の前日までの全ての期間において、旧食品衛生法第五十二条第一項の許可を受けていたこと。

ハ 申請施設について、令和三年四月二十五日から事業を営まなくなった日の前日まで飲食提供営業を継続していた（申請施設において直ちに飲食提供営業を開始することができない状態で休業していた場合を含む。）こと。

ニ 申請施設について、令和三年四月二十五日から事業を営まなくなった日の前日までの全ての期間において前号ニ(1)から(3)までのいずれかの措置を講じたこと。

ホ 申請施設について、令和三年四月二十五日から事業を営まなくなった日の前日までの全ての期間において、感染拡大予防ガイドラインを遵守するとともに、知事が別に定める日までに申請施設に感染防止宣言ステッカーを掲示していたこと。

ヘ 令和三年四月二十五日から事業を営まなくなった日の前日までの間ににおいて要請に応じたことに対する補助金、助成金その他これらに類するものであつて知事が別に定めるものの支給の決定を受けていないこと。

ト 第一項第六号イからホまでのいずれにも該当しない者であること。

三 令和三年四月二十六日から同年五月三十一日までのいずれかの日から施設において事業を開始した場合 次のイからチまでのいずれにも該当すること。  
イ 事業開始日（令和三年五月十一日以前に第一号ニ(1)から(3)までのいずれの措置も講じていなかった場合にあつては、同月十二日。以下この号において同じ。）から令和三年八月十九日までの全ての期間において府の区域内に施設を有していたこと。

ロ 申請施設について、事業開始日から令和三年八月十九日までの全ての期間において、旧食品衛生法第五十二条第一項の許可を受けていたこと。

ハ 申請施設について、事業開始日から令和三年八月十九日まで飲食提供営業を継続していた（申請施設において直ちに飲食提供営業を開始することができる状態で休業していた場合を含む。）こと。

ニ 事業開始日から令和三年八月十九日までの間に、申請施設において飲食提供営業を一日以上行つた（売上げがあつた場合に限る。）こと。ただし、やむを得ない理由により当該飲食提供営業を行わなかつたと知事が認める場合は、この限りでない。

ホ 申請施設について、事業開始日から令和三年五月三十一日までの全ての期間において第一号ニ(1)から(3)までのいずれかの措置を講じたこと。

ヘ 申請施設について、事業開始日から令和三年五月三十一日までの全ての期間において、感染拡大予防ガイドラインを遵守するとともに、知事が別に定める日までに申請施設に感染防止宣言ステッカーを掲示していたこと。

ト 事業開始日から令和三年五月三十一日までの間ににおいて要請に応じたことに対する補助金、助成金その他これらに類するものであつて知事が別に定めるものの支給の決定を受けていないこと。

チ 第一項第六号イからホまでのいずれにも該当しない者であること。

7 知事は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす事業者（令和三年六月二日以後に事業を営まなくなった者を含む。）に対し、令和三年六月一日から同月二十日までの間において要請に応じたことに対する協力金（以下「第六期協力金」という。）を支給するものとする。

一 令和三年六月一日以前から施設において事業を営んでいた場合 次のイからトまでのいずれにも該当すること。

イ 令和三年六月一日から同月二十日（同日までの間に施設において事業を営まなくなった場合にあつては、事業を営まなくなった日の前日。以下この号において同じ。）までの全ての期間において府の区域内に施設を有していたこと。

ロ 申請施設について、令和三年六月一日から同月二十日までの全ての期間において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当していたこと。

(1) 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第二百二十三号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により営業（飲食店営業又は喫茶店営業に限る。）を行うことができることとされていること。

(2) 食品衛生法第五十五条第一項の許可（飲食店営業に係るものに限る。）を受けていること。

ハ 申請施設について、令和三年六月一日から同月二十日まで飲食提供営業を継続していた（申請施設において直ちに飲食提供営業を開始することができる状態で休業していた場合を含む。）こと。

ニ 申請施設について、令和三年六月一日から同月二十日までの全ての期間において次の(1)から(3)までのいずれかの措置を講じたこと。

(1) 遊興施設の営業を午後八時までに終了するとともに、酒類の提供（申請施設以外の場所で購入した酒類を飲用する場所の提供を含む。）(2)において同じ。）及びカラオケ装置を利用させる営業を行わなかったこと。

(2) 施設（遊興施設を除く。）における飲食提供営業を午後八時までに終了するとともに、酒類の提供及びカラオケ装置を利用させる営業を行わなかったこと。

(3) 直ちに飲食提供営業を開始することができる状態で休業すること。

ホ 申請施設について、令和三年六月一日から同月二十日までの全ての期間において、感染拡大予防ガイドラインを遵守するとともに、知事が別に定める日までに申請施設に感染防止宣言ステッカーを掲示していたこと。

ヘ 令和三年六月一日から同月二十日までの間において要請に応じたことに対する補助金、助成金その他これらに類するものであつて知事が別に定めるものの支給の決定を受けていないこと。

ト 第一項第六号イからホまでのいずれにも該当しない者であること。

二 令和三年六月二日から同月二十日までのいずれかの日から施設において事

業を開始した場合 次のイからチまでのいずれにも該当すること。

イ 事業開始日から令和三年九月十一日までの全ての期間において府の区域内に施設を有していたこと。

ロ 申請施設について、事業開始日から令和三年九月十一日までの全ての期間において、前号ロ(1)又は(2)のいずれかに該当していたこと。

ハ 申請施設について、事業開始日から令和三年九月十一日まで飲食提供営業を継続していた(申請施設において直ちに飲食提供営業を開始することができない状態で休業していた場合を含む。)こと。

ニ 事業開始日から令和三年九月十一日までの間に、申請施設において飲食提供営業を一日以上行った(売上げがあつた場合に限る。)こと。ただし、やむを得ない理由により当該飲食提供営業を行わなかつたと知事が認められる場合は、この限りでない。

ホ 申請施設について、事業開始日から令和三年六月二十日までの全ての期間において前号ニ(1)から(3)までのいずれかの措置を講じたこと。

ヘ 申請施設について、事業開始日から令和三年六月二十日までの全ての期間において、感染拡大予防ガイドラインを遵守するとともに、知事が別に定める日までに申請施設に感染防止宣言ステッカーを掲示していたこと。  
ト 事業開始日から令和三年六月二十日までの間において要請に応じたことに対する補助金、助成金その他これらに類するものであつて知事が別に定めるものの支給の決定を受けていないこと。

チ 第一項第六号イからホまでのいずれにも該当しない者であること。

(協力金の額)

第三条 第一期協力金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 令和三年一月十四日から同年二月七日までの全ての期間において申請施設の営業時間の短縮又は休業を行った場合 申請施設一箇所につき百五十万円
- 二 令和三年一月十八日から同年二月七日までの全ての期間において申請施設の営業時間の短縮又は休業を行った場合 申請施設一箇所につき百二十六万円

三 令和三年一月十四日から同月十八日までのいずれかの日から申請施設の営業時間の短縮又は休業を行い、同年二月七日までに当該申請施設において事業を営まなくなった場合 申請施設一箇所につき六万円に同年一月十四日(営業時間の短縮又は休業を開始した日が同月十五日から同月十八日までのいずれかの日である場合にあっては、同月十八日)から当該申請施設において事業を営まなくなった日の前日までの日数を乗じて得た額

2 第二期協力金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 令和三年二月八日から同月二十八日までの全ての期間において申請施設の営業時間の短縮又は休業を行った場合 申請施設一箇所につき百二十六万円
- 二 令和三年二月八日から申請施設の営業時間の短縮又は休業を行い、同月二

十八日までに当該申請施設において事業を営まなくなった場合 申請施設一箇所につき六万円に同月八日から当該申請施設において事業を営まなくなった日の前日までの日数を乗じて得た額

三 令和三年二月九日から同月二十八日までのいずれかの日から申請施設において事業を開始し、当該申請施設の営業時間の短縮又は休業を行った場合 申請施設一箇所につき六万円に当該申請施設において事業開始日から同年二月二十八日までの日数を乗じて得た額

3 第三期協力金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 令和三年三月一日から同年四月四日までの全ての期間において申請施設の営業時間の短縮又は休業を行った場合 申請施設一箇所につき百四十万円

二 令和三年三月一日から申請施設の営業時間の短縮又は休業を行い、同年四月四日までに当該申請施設において事業を営まなくなった場合（同年三月一日から当該申請施設において事業を営まなくなった日の前日までの全ての期間において当該申請施設の営業時間の短縮又は休業を行った場合に限る。） 申請施設一箇所につき四万円に同年三月一日から当該申請施設において事業を営まなくなった日の前日までの日数を乗じて得た額

三 令和三年三月一日から同月二十一日までの全ての期間において申請施設の営業時間の短縮又は休業を行った場合（前二号に掲げる場合を除く。） 申請施設一箇所につき八十四万円

四 令和三年三月二日から同年四月四日までのいずれかの日から申請施設において事業を開始し、事業開始日から同年四月四日までの全ての期間において当該申請施設の営業時間の短縮又は休業を行った場合 申請施設一箇所につき四万円に事業開始日から同年四月四日までの日数を乗じて得た額

五 令和三年三月二日から同月二十一日までのいずれかの日から申請施設において事業を開始し、事業開始日から同月二十一日までの全ての期間において当該申請施設の営業時間の短縮又は休業を行った場合（前号に掲げる場合を除く。） 申請施設一箇所につき四万円に事業開始日から同年三月二十一日までの日数を乗じて得た額

4 第四期大阪市外協力金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 令和三年四月一日から同月二十四日までの全ての期間において申請施設の営業時間の短縮又は休業を行った場合 申請施設一箇所につき九十六万円

二 令和三年四月一日から申請施設の営業時間の短縮又は休業を行い、同月二十四日までに当該申請施設において事業を営まなくなった場合 申請施設一箇所につき四万円に同月一日から当該申請施設において事業を営まなくなった日の前日までの日数を乗じて得た額

三 令和三年四月二日から同月二十四日までのいずれかの日から申請施設において事業を開始し、当該申請施設の営業時間の短縮又は休業を行った場合

申請施設一箇所につき四万円に事業開始日から同月二十四日までの日数を乗じて得た額

5 第四期大阪市内協力金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 令和三年四月五日から同月二十四日までの全ての期間において申請施設の営業時間の短縮又は休業を行った場合 申請施設一箇所につき支給単価に二十を乗じて得た額

二 令和三年四月五日から申請施設の営業時間の短縮又は休業を行い、同月二十四日までに当該申請施設において事業を営まなくなった場合 申請施設一箇所につき支給単価に同年四月五日から当該申請施設において事業を営まなくなった日の前日までの日数を乗じて得た額

三 令和三年四月六日から同月二十四日までのいずれかの日から申請施設において事業を開始し、当該申請施設の営業時間の短縮又は休業を行った場合 申請施設一箇所につき支給単価に事業開始日から同月二十四日までの日数を乗じて得た額

6 第五期協力金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 令和三年四月二十五日から同年五月三十一日までの全ての期間において申請施設について前条第六項第一号ニ(1)から(3)までのいずれかの措置（以下「第五期措置」という。）を講じた場合 申請施設一箇所につき支給単価に三十七を乗じて得た額

二 令和三年四月二十五日から申請施設について第五期措置を講じ、同年五月三十一日までに当該申請施設において事業を営まなくなった場合（同年四月二十五日から当該申請施設において事業を営まなくなった日の前日までの全ての期間において当該申請施設について第五期措置を講じた場合に限る。） 申請施設一箇所につき支給単価に同年四月二十五日から当該申請施設において事業を営まなくなった日の前日までの日数を乗じて得た額

三 令和三年四月二十五日から同年五月十一日までの全ての期間において申請施設について第五期措置を講じた場合（前二号に掲げる場合を除く。） 申請施設一箇所につき支給単価に十七を乗じて得た額

四 令和三年四月二十六日から同年五月三十一日までのいずれかの日から申請施設において事業を開始し、事業開始日から同年五月三十一日までの全ての期間において当該申請施設について第五期措置を講じた場合 申請施設一箇所につき支給単価に事業開始日から同年五月三十一日までの日数を乗じて得た額

五 令和三年四月二十六日から同年五月十一日までのいずれかの日から申請施設において事業を開始し、事業開始日から同月十一日までの全ての期間において当該申請施設について第五期措置を講じた場合（前号に掲げる場合を除く。） 申請施設一箇所につき支給単価に事業開始日から同年五月十一日までの日数を乗じて得た額

六 令和三年五月十二日から同月三十一日までの全ての期間において申請施設について第五期措置を講じた場合（第一号及び第四号に掲げる場合を除く。）

申請施設一箇所につき支給単価に二十を乗じて得た額

七 令和三年四月二十六日から同年五月十二日までのいずれかの日から申請施設について第五期措置を講じ、同年五月三十一日までに当該申請施設において事業を営まなくなった場合 申請施設一箇所につき支給単価に同年五月十二日から当該申請施設において事業を営まなくなった日の前日までの日数を乗じて得た額

7 第六期協力金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 令和三年六月一日から同月二十日までの全ての期間において申請施設について前条第七項第一号ニ(1)から(3)までのいずれかの措置（以下「第六期措置」という。）を講じた場合 申請施設一箇所につき支給単価に二十を乗じて得た額

二 令和三年六月一日から申請施設について第六期措置を講じ、同月二十日までに当該申請施設において事業を営まなくなった場合 申請施設一箇所につき支給単価に同月一日から当該申請施設において事業を営まなくなった日の前日までの日数を乗じて得た額

三 令和三年六月二日から同月二十日までのいずれかの日から申請施設において事業を開始し、当該申請施設について第六期措置を講じた場合 申請施設一箇所につき支給単価に事業開始日から同月二十日までの日数を乗じて得た額

（支給単価）

第四条 前条第五項各号の支給単価は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げる者及び会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号に規定する会社以外の法人その他の団体でその営む主たる事業について中小企業基本法第二条第一項各号に規定する事業に応じ、常時使用する従業員、職員又は使用人の数が当該各号に規定する数以下のもの（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十七条の四第二十一項各号に掲げる法人を除く。以下「中小企業等」という。） 次のイ又はロに掲げる額のうち事業者が選択する額

イ 次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める額

(1) 知事が別に定める期間における飲食提供営業に係る売上額として知事が別に定めるところにより算出した額を当該期間の日数で除して得た額

（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げた額）

（以下「第四期一日当たり売上額」という。）が十万円以下である場合、第四期一日当たり売上額の算定に必要な資料として知事が別に定めるも

の提出ができない場合及び令和三年四月一日以後に申請施設において事業を開始した場合 四万円

(2) 第四期一日当たり売上額が十万円を超え二十五万円未満である場合 第四期一日当たり売上額に百分の四十を乗じて得た額（その額に千円未満の端数を生じたときは、これを千円に切り上げた額）

(3) 第四期一日当たり売上額が二十五万円以上である場合 十万円

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額

(1) 第四期一日当たり売上額から令和三年四月における飲食提供営業に係る売上額を三十で除して得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げた額）を控除して得た額（以下「第四期売上高減少額」という。）が五十万円未満である場合 第四期売上高減少額に百分の四十を乗じて得た額（その額に千円未満の端数を生じたときは、これを千円に切り上げた額）

(2) 第四期売上高減少額が五十万円以上である場合 二十万円

二 中小企業等以外の者 前号ロに掲げる額

2 前条第六項各号の支給単価は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 中小企業等 次のイ又はロに掲げる額のうち事業者が選択する額

イ 次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める額

(1) 知事が別に定める期間における飲食提供営業に係る売上額として知事が別に定めるところにより算出した額を当該期間の日数で除して得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げた額）（以下「第五期一日当たり売上額」という。）が十万円以下である場合、第五期一日当たり売上額の算定に必要な資料として知事が別に定めるものの提出ができない場合及び令和三年五月一日以後に申請施設において事業を開始した場合 四万円

(2) 第五期一日当たり売上額が十万円を超え二十五万円未満である場合 第五期一日当たり売上額に百分の四十を乗じて得た額（その額に千円未満の端数を生じたときは、これを千円に切り上げた額）

(3) 第五期一日当たり売上額が二十五万円以上である場合 十万円

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額

(1) 第五期一日当たり売上額から令和三年五月における飲食提供営業に係る売上額を三十一で除して得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げた額）を控除して得た額（以下「第五期売上高減少額」という。）が五十万円未満である場合 第五期売上高減少額に百分の四十を乗じて得た額（その額に千円未満の端数を生じたときは、これを千円に切り上げた額）

(2) 第五期売上高減少額が五十万円以上である場合 二十万円

二 中小企業等以外の者 前号ロに掲げる額

3 前条第七項各号の支給単価は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 中小企業等 次のイ又はロに掲げる額のうち事業者が選択する額

イ 次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める額

(1) 知事が別に定める期間における飲食提供営業に係る売上額として知事が別に定めるところにより算出した額を当該期間の日数で除して得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを一元に切り上げた額）（以下「第六期一日当たり売上額」という。）が十万円以下である場合、第六期一日当たり売上額の算定に必要な資料として知事が別に定めるものの提出ができない場合及び令和三年六月一日以後に申請施設において事業を開始した場合 四万円

(2) 第六期一日当たり売上額が十万円を超え二十五万円未満である場合 第六期一日当たり売上額に百分の四十を乗じて得た額（その額に千円未満の端数を生じたときは、これを千円に切り上げた額）

(3) 第六期一日当たり売上額が二十五万円以上である場合 十万円  
ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額

(1) 第六期一日当たり売上額から令和三年六月における飲食提供営業に係る売上額を三十で除して得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを一元に切り上げた額）を控除して得た額（以下「第六期売上高減少額」という。）が五十万円未満である場合 第六期売上高減少額に百分の四十を乗じて得た額（その額に千円未満の端数を生じたときは、これを千円に切り上げた額）

(2) 第六期売上高減少額が五十万円以上である場合 二十万円

二 中小企業等以外の者 前号ロに掲げる額

（協力金の支給の申請）

第五条 協力金の支給を受けようとする事業者は、知事に対し、その定める期日までに、知事が別に定める書類を提出することにより、又はインターネットを利用することにより、申請しなければならない。

（協力金の支給の決定等）

第六条 知事は、協力金の支給の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、協力金を支給すべきものと認めるときは、協力金の支給の決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な支給を行うため必要があるときは、協力金の支給の申請に係る事項につき修正を加えて協力金の支給の決定をするものとする。

3 知事は、申請に係る書類等に形式上の不備があると認めるときは、当該申請をした事業者に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることがある。この場合において、当該相当の期間内に事業者が補正を行わなかったときは、知事は、当該申請が取り下げられたものとみなすことがある。



4 知事は、第一項又は第二項の規定による支給の決定をした事業者に係る情報のうち、申請施設の名称及び所在地に関する情報を公表することがある。

(協力金の支給の決定の通知)

第七条 知事は、協力金の支給の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を、協力金の支給の申請をした事業者に通知するものとする。

(支給未済の協力金)

第八条 知事は、第二条に定める要件を満たす事業者（個人に限る。）が協力金の支給の申請をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けることのできる協力金でその支給を受けなかったものがあるときは、その協力金を、その事業者の相続人（相続人が二人以上あるときは、これらの相続人がそのうちから指定する代表者。以下「相続人」という。）に支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、相続人が第二条第一項第六号ロからホまでのいずれかに該当するときは、協力金を支給しない。

3 第一項の規定により協力金の支給を受けようとする者は、知事が別に定める書類を提出することにより、知事に申し出なければならぬ。

4 第六条及び前条の規定は、第一項の規定により相続人に協力金を支給する場合について準用する。この場合において、第六条第三項中「当該申請をした事業者」とあるのは「相続人」と、同項中「に事業者」とあるのは「に相続人」と、同条第四項中「事業者」とあるのは「相続人」と、前条中「協力金の支給の申請をした事業者」とあるのは「次条第三項の規定により申し出た相続人」と読み替えるものとする。

(決定の取消し)

第九条 知事は、協力金の支給の決定を受けた事業者（相続人が協力金の支給の決定を受けた場合にあつては、死亡した事業者）が、次の各号のいずれかに該当するときは、協力金の支給の決定を取り消すものとする。

一 次のイからヨまでに掲げる支給の決定を受けた協力金の区分に応じ、当該イからヨまでに定める場合に該当するとき（第五号に掲げる場合を除く。）。

イ 第一期協力金 第二条第一号から第五号までのいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

ロ 第二期協力金（第二条第二項第一号に掲げる場合に限る。） 第二条第二項第一号イからホまでのいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

ハ 第二期協力金（第二条第二項第二号に掲げる場合に限る。） 第二条第二項第二号イからへまでのいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

ニ 第三期協力金（第二条第三項第一号に掲げる場合に限る。） 第二条第三項第一号イからホまでのいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

ホ 第三期協力金（第二条第三項第二号に掲げる場合に限る。） 第二条第三項第二号イからホまでのいずれかに該当していなかったことが判明したと

き。

へ 第三期協力金(第二条第三項第三号に掲げる場合に限る。) 第二条第三項第三号イからへまでのいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

ト 第四期大阪市内協力金(第二条第四項第一号に掲げる場合に限る。) 第二条第四項第一号イからホまでのいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

チ 第四期大阪市内協力金(第二条第四項第二号に掲げる場合に限る。) 第二条第四項第二号イからへまでのいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

リ 第四期大阪市内協力金(第二条第五項第一号に掲げる場合に限る。) 第二条第五項第一号イからホまでのいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

又 第四期大阪市内協力金(第二条第五項第二号に掲げる場合に限る。) 第二条第五項第二号イからへまでのいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

ル 第五期協力金(第二条第六項第一号に掲げる場合に限る。) 第二条第六項第一号イからへまでのいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

ヲ 第五期協力金(第二条第六項第二号に掲げる場合に限る。) 第二条第六項第二号イからへまでのいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

ワ 第五期協力金(第二条第六項第三号に掲げる場合に限る。) 第二条第六項第三号イからトまでのいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

カ 第六期協力金(第二条第七項第一号に掲げる場合に限る。) 第二条第七項第一号イからへまでのいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

ヨ 第六期協力金(第二条第七項第二号に掲げる場合に限る。) 第二条第七項第二号イからトまでのいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

二 支給の決定をした日において、第二条第一項第六号イに該当していたことが判明したとき(第五号に掲げる場合を除く。)

三 第二条第一項第六号ロからホまでのいずれかに該当することとなったとき(協力金を支給した後に該当することとなった場合を除く。)又は第五条の規定による申請をしたときに第二条第一項第六号ロからホまでのいずれかに該当していたことが判明したとき。

四 第二条第一項第六号ニ及びホに掲げる者と同等以上の重大な不正行為をしたと知事が認めたととき。

五 第五条の規定により提出した書類等に記載された内容に虚偽が判明したと

き。

2 知事は、相続人が協力金の支給の決定を受けた場合において、当該相続人が次の各号のいずれかに該当するときは、協力金の支給の決定を取り消すものとする。

一 第二条第一項第六号ロからホまでのいずれかに該当することとなったとき  
（協力金を支給した後に該当することとなった場合を除く。）又は前条第三項の規定による申出をしたときに第二条第一項第六号ロからホまでのいずれかに該当していたことが判明したとき。

二 第二条第一項第六号ニ及びホに掲げる者と同等以上の重大な不正行為をしたと知事が認めたととき。

三 前条第三項の規定により提出した書類に記載された内容に虚偽が判明したとき。

3 知事は、事業者又は相続人（以下「事業者等」という。）の責めに帰すべき事由により、知事が定める期日までに協力金の支給ができなかったときは、協力金の支給の決定を取り消すことがある。

4 第七条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消しをした場合について準用する。

#### （協力金の返還）

第十条 知事は、協力金の支給の決定を取り消した場合において、既に協力金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 協力金の返還に係る費用については、事業者等の負担とする。  
（違約金及び延滞金）

第十一条 事業者等は、第九条第一項又は第二項の規定による取消し（同条第一項の規定による取消しにあつては、同項第三号から第五号までのいずれかに該当する場合に限る。）に関し、協力金の返還を命ぜられたときは、協力金の返還のほか、違約金を支払わなければならない。この場合において、府に納付しなければならぬ違約金の額は、協力金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該協力金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合により計算した額とする。

2 前項前段の規定により違約金を納付しなければならない場合において、事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた協力金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた協力金の額に充てられたものとする。

3 事業者等は、協力金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した額の延滞金を府に納付しなければならぬ。

4 第一項又は前項の規定に定める違約金又は延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年じゆんの日を含む期間についても、三百六十五

日当たりの割合とする。

5 前条第二項の規定は、違約金及び延滞金の納付について準用する。

(適用除外)

第十二条 協力金に関しては、大阪府補助金交付規則（昭和四十五年大阪府規則第八十五号）の規定は、適用しない。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、協力金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年大阪府規則第十二号）

この規則は、令和三年三月八日から施行する

附 則（令和三年大阪府規則第六十四号）

この規則は、令和三年四月八日から施行する。

附 則（令和三年大阪府規則第七十二号）

この規則は、令和三年五月二十日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年六月一日から施行する。

附 則（令和三年大阪府規則第八十一号）

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 改正後の大阪府営業時間短縮協力金支給規則（以下「新規則」という。）第

二条第二項第二号ニの規定 令和三年三月八日

二 新規則第二条第三項第三号ニの規定 令和三年四月八日

三 新規則第二条第四項第二号ニ及び同条第五項第二号ニの規定 令和三年五

月二十日

附 則（令和三年大阪府規則第九十号）

(施行期日)

1 この規則は、令和三年七月一日から施行する。

2 改正後の大阪府営業時間短縮協力金支給規則第八条の規定は、この規則の施行の日前に大阪府営業時間短縮協力金支給規則第五条の規定による協力金の支給の申請をしている事業者が死亡した場合において、その者が支給を受けることのできる協力金でその支給を受けなかったものがあるときについても適用する。